

平成29年第3回

伊根町議会定例会会議録

平成29年9月22日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成29年第3回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

| | | | | | | | |
|--|----------------------------|-----------------------|----|--------|--------|------|-----------------|
| 招集年月日 | 平成29年 9月22日 金曜日 | | | | | | |
| 招集場所 | 伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール | | | | | | |
| 開閉の日時 及び宣告者 | 開会 | 平成29年 9月22日 9時28分 | | | 議長 | 泉 敏夫 | |
| | 閉会 | 平成29年 9月22日 12時44分 | | | 議長 | 泉 敏夫 | |
| 応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 出席 9名 欠席 0名 |
| | 1 | 和田 義清 | ○ | 6 | 大谷 功 | ○ | |
| | 2 | 藤原 正人 | ○ | 7 | 佐戸 仁志 | ○ | |
| | 3 | 濱野 茂樹 | ○ | 8 | 上辻 亨 | ○ | |
| | 4 | 松山 義宗 | ○ | 9 | 泉 敏夫 | ○ | |
| | 5 | 山根 朝子 | ○ | 10 | | | |
| 地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名 | 職 | 氏名 | 出欠 | 職 | 氏名 | 出欠 | 出席 10名 欠席 0名 |
| | 町長 | 吉本 秀樹 | ○ | 住民生活課長 | 石野 靖 | ○ | |
| | 副町長 | 小西 俊朗 | ○ | 保健福祉課長 | 須川 清広 | ○ | |
| | 教育長 | 石野 渡 | ○ | 地域整備課長 | 白須 剛 | ○ | |
| | 総務課長 | 鍵 良平 | ○ | 教育次長 | 梅崎 良 | ○ | |
| | 企画観光課長 | 上山 富夫 | ○ | 会計管理者 | 増井 和彦 | ○ | |
| 職務のため 出席した者 の職氏名 | 議 会 事務局長 | 倉 正人 | ○ | 主 事 | 池野 早紀子 | ○ | |
| 会 議 録 署名議員 | 4番 | 松山 義宗 | | 7番 | 佐戸 仁志 | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 に 付 した 事 件 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | | |

平成29年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第4号)

平成29年9月22日(金)

午前 9時28分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 行政報告

日程第 3 一般質問

- 合併浄化槽設置普及について 佐戸 仁志
- 災害避難時の安全確保について 山根 朝子
- 伊根浦の商店への支援について
- 住宅改修助成制度の延長について 大谷 功
- 就学援助制度の入学準備金事前支給について
- 上停留所の整備について 藤原 正人
- 将来的観光事業整備構想は 松山 義宗
- 住宅新築改修等助成事業について 上辻 亨
- 空き家対策の充実について
- 移住・定住促進と町内事業所の人材確保について 和田 義清
- 小学校の空調(冷房)設備、洋式トイレなど学校施設整備の充実について 濱野 茂樹
- 放課後児童クラブの利用料について
- 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進について

日程第 4 議案第60号 平成28年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論・採択)

日程第 5 議員派遣

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 行政報告

日程第 3 一般質問

- 合併浄化槽設置普及について 佐戸 仁志
- 災害避難時の安全確保について 山根 朝子
- 伊根浦の商店への支援について
- 住宅改修助成制度の延長について 大谷 功
- 就学援助制度の入学準備金事前支給について
- 上停留所の整備について 藤原 正人
- 将来的観光事業整備構想は 松山 義宗
- 住宅新築改修等助成事業について 上辻 亨
- 空き家対策の充実について
- 移住・定住促進と町内事業所の人材確保について 和田 義清
- 小学校の空調（冷房）設備、洋式トイレなど学校施設整備の充実について 濱野 茂樹
- 放課後児童クラブの利用料について
- 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進について

日程第 4 議案第60号 平成28年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論・採択)

日程第 5 議員派遣

日程第 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成29年9月22日(金)
午 前 9時28分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) それでは、おはようございます。

時間は若干早いですけれども、始めたいと思います。

先日の台風18号により、町内で床上浸水、床下浸水、水田等に大きな被害が発生しました。被害を受けられました方々に対してお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

4番、松山 義宗 君

7番、佐戸 仁志 君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

◎ 日程第2 行政報告

○議長(泉 敏夫君) 日程第2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

平成29年台風18号によつての報告をお願いします。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) それでは、一般質問に先立ちまして、過日台風18号についてのご報告を申し上げます。

9月17日夕方からの大雨により、筒川船原橋付近80m余りの堤防が決壊をし、本庄上地区から河口までの間で大きな冠水被害が発生をしました。床上浸水が13棟、床下浸水が43棟の住宅等の被害があり、また、農業関係、道路などの公共施設でも大きな被害が発生しております。

今回の災害で被災した町民の皆様にご心よりお見舞いを申し上げるとともに、町といたしましても全力で支援を行い、災害復旧を進めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長(泉 敏夫君) 鍵課長。

○総務課長(鍵 良平君) それでは、平成29年台風第18号の被災状況について、町内の状況について、時間経過とともにご報告を申し上げたいと存じます。

少し時間が長くなりますので、お許しをいただきたいと思ひます。

9月17日は台風第18号の進路が近畿地方を向いておるということで、伊根町がちょうどその進路に当たるということから、本町では災害警戒本部を設置し、午後3時、15時ごろに自主避難所を開設しております。続く午後4時ごろ町内全域に、91世帯2,154人の住民の皆さんに向けて避難準備、高齢者等避難開始情報を防災無線で発信しております。同時に、福祉避難所を開設し、体の不自由な方、寝たきりの方等の避難を開始しております。

夜に入りまして、22時30分ごろ、10時30分ですね、伊根町付近で記録的短時間大雨情報約90ミリというものが気象台から発信されました。このことを受けて、本庄上地区に避難勧告を発令しております。引き続き、10時45分に本庄宇治、本庄浜地区にも避難勧告を発令しております。それぞれの地区に防災無線で避難勧告の情報をお知らせするとともに、エリアメールでの発信もあわせて行っております。

お配りしております資料の冒頭にあります雨量の状況をご覧くださいますと、この中で日出観測所で1時間の最大雨量が46ミリ。伊根観測所、この伊根観測所というのは本庄小学校の近くでございます、これで39ミリの最大雨量が観測されております。

これは雨量計の実測値でございますが、気象庁の発表する記録的短時間大雨情報は、気象庁によるレーダー解析によるものでございまして、道路などの被災状況からも筒川上流域、雨量計はないんですけれども、筒川上流域にかなりの、気象庁の解析では90ミリの大雨があったものと我々も考えております。

その後も降雨が続きまして、府道弥栄本庄線の野尻付近から国道178号の本庄宇治の間が冠水をしたため、この区間を警察と消防団で通行止めにしております。11時40分に筒川の水位が2.90m、筒川水位、17日午後11時40分、2.90mとなっております。この最大水位となっておりますが、これは土木事務所の記録によりますと、過去の最大水位が2.62mですので、過去の最大水位を更新した記録となっております。

この記録的短時間大雨情報が、丹後地域で本町を除く地域でも立て続けに出されておきまして、こういった状況から国土交通省から排水ポンプ車による応援の打診がございました。本町はこれを受けて、派遣要請を行ったところでございます。

同時に、国道178号大原口から井室の間が土砂流入によって通行困難になりましたので、こちらも警察と協力し通行止めを行っております。この間に町長が現地の確認のために、通行止めを行っていない田原側から本庄地区のほうへ参りまして、町長自ら現地確認を行っていただいたところでございます。

続きまして、翌日の午前2時45分ごろに、ようやく水位が下がり始めまして、道路冠水がおさまってきましたので、通行止めの解除を行っております。通行止めの解除と同時に、今度は、一旦役場のほうに戻っていただいた災害本部としまして、町長が再度本庄地区のほうへ入って、引き始めた状況も目視確認をさせていただいております。

午前2時48分になりまして、国交省の排水ポンプ車が1台本庄上地区に到着し、排水作業を開始していただいております。

続いて、午前3時を過ぎたあたりから筒川の本流の水位が低下し始めまして、周辺の状況を確認しましたところ、船原橋付近で堤防が決壊しておることが目視確認、ようやくできるようになったところでございます。実際の堤防決壊はもう少し早い時間に起こったものと思われませんが、実際に確認できたのは18日の午前3時過ぎでございます。同時に、船原橋に懸架しております町道の水道橋、水管橋も被災しておることが目視確認できております。

続く午前3時半ごろになりまして、国土交通省の排水ポンプ車の2台目と照明車が到着しております。1台目につきましては、福知山に配備しております由良川水系のものをこちらに回していただいておりますが、2台目につきましては、枚方に配備されております淀川水系用のものを応援要請で派遣をしていただいたというふうに聞かせていただきました。

午前4時10分に本庄上地区の排水作業が完了し、午前5時30分に筒川水位が0.8mまで低下しましたので、3地区の避難勧告を解除したところでございます。その段階ではまだ大雨警報が継続しておりましたが、雨の様子、川の様子などを見て判断させていただきまして、午前8時30分からそれぞれ地区内の住宅の被災状況の確認に職員を派遣しております。

8時39分に洪水警報が解除されたことを受けて、避難準備、高齢者等避難の情報につきましても解除をさせていただきました。この間の災害で最大18世帯25名の方が、一時的に避難をしていただいております。

その後の対応でございますが、18日に、本庄上、本庄宇治、本庄浜地区に対して、臨時の可燃ごみ、浸水ごみの収集をさせていただいております。また、19、20、21日には、被災した方、浸水した家具等について的大型ごみ、不燃ごみの収集もさせていただいております。また、19日には浸水被害に遭われた方の家屋の消毒にも回らせていただいたところでございます。

21日、昨日なんですけれども、浸水被害がありました高齢者世帯の方を対象に保健師を派遣しまして、メンタルケアを実施させていただきまして、皆さんまだ被災直後で落ちつかないところではあるんですけれども、一応心のケアも継続的に今後もさせていただくように考えておるところで

ございます。

これら一連の初動対応を行いまして、昨日17時に災害対策本部は閉鎖をさせていただいております。初動対応としては今申し上げたような一連のものとなりますが、今後も各課で災害関連の業務を継続して、復旧を全力で努めてまいりたいと考えております。

さらに、床上浸水被害を受けられた世帯に対して災害見舞金をお渡しすることになりますが、今回、被害家屋が多数にのぼりまして、当初予算計上分を上回る被害が発生しております。資料につけさせていただいておりますが、17万円の予備費充用を行っておりますので、今回、報告書を提出させていただいております。被災状況等、現時点で把握しているものについてお手元の資料にまとめておりますので、ご覧おきいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） ただいまの行政報告について質疑がありませんか。質疑がないようでありますので、これで行政報告を終わります。

◎ 日程第3 一般質問

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、これから一般質問を行います。

最初に、合併浄化槽設置普及についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。

休憩します。

休憩 9時40分

再開 9時43分

○議長（泉 敏夫君） それでは再開します。7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） まず初めに、先週日曜日起こった台風18号による豪雨で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

今議会一般質問から町民に開かれた伊根町議会を目指し、多くの町民の方々に伊根町議会を傍聴し理解していただくため、私が委員長を務めます伊根町議会活性化特別委員会で議員全員で話し合い、決定をいたしました。今回、ライブ映像ではありませんが、インターネットで動画を配信することとなり、伊根町管理者の理解もいただき、本日よりスタートすることとなりました。ご協力のほうよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、合併浄化槽の普及について一般質問をいたしたいと思います。

住民生活課からいただいた資料、今議会の決算付属書などによりますと、平成27年度末、伊根町の水洗化普及率は67%から68%となり、府内ワースト2位であるということをお聞きいたしました。伊根地区の漁業排水事業と現在設置されている73基の合併浄化槽で67%の水洗化普及率となっております。伊根町全927世帯中494世帯と合併浄化槽73基、重複している世帯もありますので、正確ではないとは思いますが、約350世帯の未設置であります。人口でいきますと、伊根町の人口2,188人中、排水処理人口1,492人、残り692人。1世帯当たり平均2人といたしまして、やはり350世帯の水洗化ができていないということになります。

私の住む伊根地区では、600軒中299軒の接続が終了しており、1世帯に舟屋があり下水接続時に母屋にトイレをつくり舟屋は接続しないという世帯もあり、50%の接続率ではなく、私は70%以上の家が水洗化しているという感覚があります。私の自宅周辺でも、ほぼ全軒水洗化しており、地区内においてはにおいほしない、雨以外は側溝に水が流れないのでハエ、蚊も前ほどいなくなつたように思っております。

今以上に伊根町の水洗化率を上げ、伊根町民生活の向上を図るために、今後は合併浄化槽の設置普及を行う必要があります。先ほども言いましたが、未設置家庭が約350軒あり、昨年の設置軒数が1軒、本年度3軒分の補助金予算がついていますが、100%水洗化するには単純に100年以上かかります。

私は、近隣市町以上に合併浄化槽設置時の補助金が必要ではないかと思っております。合併浄化槽は住宅の床面積で設置人槽が決定されています。一番小さいのが5人槽、1人住まいでも2人住まいでも家が大きければ7人槽、2世帯住宅、隠居、離れがある場合、人数に関係なく10人槽が

必要となります。当然、人槽が大きくなれば多額の設置費用が必要となります。

伊根町の補助金は、5人槽52万8,000円、7人槽で66万1,000円、伊根町の隣、宮津市、橋北地方では、5人槽61万7,000円、7人槽で77万2,000円、与謝野町は、設置補助地域がほとんどないのですが、5人槽で62万7,000円、7人槽で77万6,000円です。さまざまな設置条件もあり、一概には言えませんが、伊根町の合併浄化槽設置補助金があと20万円ほどアップすれば、住民負担なく合併処理槽本体の設置はできると思われま

す。それと、もう一案あります。

前にもどこかの場で発言した記憶がありますが、京丹後市が行っている事業があります。京丹後市では、公共下水道布設に多額の費用のかかる山間部には合併浄化槽設置をしており、設置申請された家庭敷地内に入札により業者を決定し、市が費用負担し設置する。年間維持費も全額負担し、合併浄化槽を公共ますとし、公共下水料金をいただくということを行っております。伊根地区でも配管延長をやめ、1軒このようなことを行っていると聞いております。伊根町でも海に近く敷地の狭い漁村部ではできないと思いますが、未水洗化地区はほとんど山間部であり、敷地も広く、できる事業ではないかと思っております。

私は平成24年12月議会でも同じ質問をしております。そのときは、伊根町の低い水洗化普及率を述べ、町長の答えは伊根地区の漁業排水事業が終了すれば上昇するとの答えでした。今回の一般質問は100%の普及率を目指し、小さくても住みよい伊根町が実現できるよう提言しております。

町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員の合併浄化槽普及について、質問にお答えをしたいと思います。

何か最後のほうでは合併浄化槽じゃなくて、伊根町の100%の推進というような話にちょっと変わりつつもありましたけれども、ご質問にお答えをしたいと思います。

本町の合併処理浄化槽の普及については、平成3年度から生活排水処理基本計画に先立って、国庫補助事業を活用し、浄化槽設置整備に対する補助事業に取り組むなど、本町的生活排水処理は合併処理浄化槽から普及し始めたところでございます。

また、本庄浜、新井崎集落でも同様に、漁業集落環境整備、いわゆる漁業集落排水でその事業に着手し、本庄浜が平成11年、新井崎が平成16年に供用開始となっていった経過がございます。

その後、本町では平成15年に河川沿岸海域などの公共水域の水質保全と生活環境の向上を目的に、生活排水処理基本計画を策定し、生活排水の集合処理を進める地域と個別処理で対応する地域を定めたところでございます。

そして、漁業集落や比較的家屋が密集している農業集落は、集合処理することとし、蒲入、伊根地区も漁業集落排水整備事業を順次進め、沿岸部の漁業集落においては、議員もご承知のとおり、平成27年度に全て事業が完了したところでございます。

また、農業集落域では、事業実施になかなか合意が得られず、平成22年に計画の一部を見直し、農業集落排水を個別処理に見直しましたので、現在では、農業集落排水で進める地域はございません。

下水道工事となりますと、トイレ、便器を水洗化のものにする必要がございますが、この際、台所、風呂場の改修を行う家庭もありますし、宅内の配管も家庭によりさまざまで、工事費を比較するのは大変難しいところがございますが、一定条件を定め比較をいたしました。

浄化槽設置は宅外配管を含み7人槽を代表に上げて申し上げますが、7人槽で約110万円。うち補助金が約44万円で、個人負担が約66万円でした。これは過去の話でございます。一方、漁業集落排水では、分担金と公共ますから宅外配管工事を合わせますと、約40万円前後となりました。個人負担が66万円と40万円、これなら確かに不公平でございます。そこで、合併浄化槽設置にかかわる個人負担が漁業集落排水と同等程度となるよう、平成22年から補助額を1.5倍、44万1,000円を66万1,000円に見直し、不公平感をなくしたところでございます。

議員、通告書に不公平を訴える住民もおりと申されておりますけれども、その辺のところはよく

よくご説明をいただき、そんなことはないですよということをお伝え願いたく思います。

大きく改定を行った後の浄化槽の設置状況でございますが、その平成22年度から今までの年間設置平均は2.86件であります。大きく変えてからの設置の平均が2.86であります。またその間、平成23年度からは維持管理補助、浄化槽を維持管理していただきますのに年間1万5,000円、これを実施しております。そして、平成25年度からは、ご存じの住宅改修助成制度も始めております。そうでありますから、平成25年度から28年度まで、伊根町で最も条件のよい4年間を取り出しますと、この平均が2.5件であります。

では、平成21年度まではどうかと申しますと、この平均は3.45件であります。最も低い補助単価の時期、これは平成18年から平成21年度、いわゆる合併をしないということによって自立するんだというときですね、いろんなものを削りました。その財政改革のあおりで一番補助率が下がっております。44万1,000円が35万ぐらまで下げられたんです、その時期もでございます。その当時には当然、合併処理浄化槽の維持管理補助なし、住宅改修もありません。そのころでも、平均は3.25件であります。合併浄化槽の設置に対する補助単価が高いから設置する、補助単価が低いから設置しない、そのような意向は全く感じられないわけでありまして。

そこで、1点目の近隣市町以上の補助金についてでございますが、議員のおっしゃった数字と私の理解しているのがちょっとずれるんですけれども、いろいろ条件が異なりますので、説明しにくいんですけれども、いわゆる工事費が上がると補助金も上がる、そうすると本町が逆転する。それから、施工業者が地元業者かそうでないかで補助金がまた変わる、そういうときにはまた地元業者を使うと本町を上回る補助金となるまちもあります。そうではありますけれども、決して本町の補助金額は引けをとるのではないと、そのように理解をしておるところであります。

また、住宅改修助成制度、これは別物でありますけれども、それを利用すればトータルの工事費というものは、他の市町よりも格段に安いと思っております。よって、直ちに直視す考えは現在のところございません。

2点目の合併浄化槽を伊根町が設置、管理し、公共ますとすることについてでございますが、市町村設置とした場合は、合併浄化槽の維持管理を町で行うこととなります。まず、職員の増員が必要となるところでございます。なかなか、今、技術者を求めるのは難しいところでございます。こういう専門職を求めるのは難しいところもございまして、また、そういうところの職員増員について住民さんの理解が得られるかどうか、なかなか難しいところではないかなと思うところです。

また、市町村設置型の合併浄化槽を普及している市町もありますが、実情としては、いわゆる集合処理を行うには離れたところに1軒あり、管路を延長するよりも浄化槽を設置するほうが経済的であるなど、普及という意味合いではないそれぞれの理由があるように考えます。

また、市町村設置とした場合は、下水道加入分担金はもとより、浄化槽設置以外の付随する工事は当然自前でございます。先ほど申し上げたように、合わせれば個人が負担される金額に大差はないわけでありまして。逆に、水道料金の使用に応じた下水道使用料を頂戴することとなります。

世帯を構成する人数により状況が異なり、なかなか比較できないわけですが、市町村設置型は使用水量により下水道使用料が増える一方、個人での合併浄化槽設置は使用水量にかかわらず年間維持管理経費はほぼ同額であると思われまして。

また、住民さんのほうからも、市町村設置型の希望を聞いておりませんので、モデルケースの比較もしておらず、現在は検討していないところでございます。

議員からの通告書に基づく答弁は以上のようなところでございますが、下水道について、汚水処理の普及、実使用について少し申し上げますと、普及とは、合併浄化槽の設置のほか汚水処理ますの設置まででございます。実使用は、各家庭がますに接続しているか否かになります。要するに、個人の浄化槽は設置した分はカウントされます。でも、いわゆる漁排でつないでおところは、管を布設しただけで普及率は上がるわけです。ただ、それにつなぐというのは別物なんです。そういうこととなります。そうありますから、町全体の普及率は68%、使用率のほうは53%になります。

ここで大きく普及率を伸ばそうと思えば、これはもう農業集落排水の事業実施が一番であります。これをすれば、言われるように100%に近づいてまいります。しかしながら、さきに申し上げま

したとおり、地域との合意が得られなかったことから、農業集落排水で進める地域はなくなったわけであります。また、現在に至っては国の採択基準として、費用対効果の観点が大きく取り沙汰され、伊根町内での集合処理は認められない状況でございます。もし、かつて本庄地区で合意ができていれば、普及率は80%を超えていたものとそのように思われます。

接続率ですが、本庄浜、新井、蒲入はどれも80%を上回っておりますが、伊根地区では50%程度が実情でございます。伊根地区では漁業集落排水事業に取り組む前にアンケートを実施し、接続の希望を調査したところ、その時点で接続希望は約7割でございました。しかし、現実はその希望された7割の方の7割が接続をしている状況です。50%ということになるわけであります。使用率53%と申し上げましたが、漁業集落排水は74%に対し、合併浄化槽が27%と圧倒的に合併浄化槽が普及していないのも、また事実であります。

要因を探りますと、必要性は感じる、だが、設置用地の問題をはじめ、ますへの接続や浄化槽の設置以外の、それ以外の工事費、つまり台所、風呂、トイレといったいわゆる建物等、構造上の問題からくる水回りの改修工事、また、それに付随するいろいろな改修工事の経費、この経費のほうの問題であると思われまます。別の視点でよく耳にしますのは、高齢になっておられる家庭では、子供たちが町に帰って定住してくれる当てもないなど、将来を見越した中での資金の投入はちゅうちょせざるを得ない。また、汲み取りで何ら問題はない、今のままの生活で不便を感じない、さまざまでございます。

今後はそういった接続や設置が進まない要因を分析しながら、接続率向上、合併浄化槽の普及を促進し、生活環境、水質保全の向上を、将来に向かって進めてまいりたく思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） お答えいただきまして、ありがとうございます。

実は、私も通告書を提出しました後、いろいろと数字を並べてみまして、町長の答えはおっしゃるとおりでございます。ただ、私は一応業者でありまして、この手の質問をするのは大変嫌なんです。今回、3年前と同じ一般質問をするきっかけになりましたのが、伊根地区以外の40代の男性の方から伊根地区だけ便利になって、不公平だ、不平等だというようなことを言われたことがありました。それがきっかけとなっております。

今年5月に行った議員定数調査等特別委員会で4地区回りをした際にも、女性の方から同じようなことを言われました。子供のころは不公平などという言葉をよく口にしたり、よく耳にしたこともありましたが、この年になって聞くことなく、衝撃を受けております。

町長が町民にこのようなことを言われることは心外だとは思いますが、少数であれ、町民の中にこんなことを思う方があれば、改善をし、説明するのが行政であると思っております。このようなことを言われることのないよう、思い切った補助金制度をやっていただくということも大事ではないかと思っておりますので、検討をよろしくお願ひし、私の一般質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） その下水とか浄化槽の話になりまして、伊根だけというのは妙な話で、始まったのは本庄浜から始まって、新井崎、蒲入。伊根地区が一番最後でしたわけでありまして、それは当たらないと思ひますし、先ほど申し上げましたように、その下水に接続するのと、いわゆる個人、個別の浄化槽を設置する費用はほぼほぼ変わらない状況なんです。それプラス設置補助金も出してあります。1年間1万5,000円というのは10年たったら15万円得するということですので、そういうことになっておりますので、それを説明して歩けと言われても、なかなかあれでございます。そのようなことはないわけであります。

また、この前も敬老会を開きました。敬老会に集まっていた方にはご案内を申し上げましたが、75歳以上の方で640名の方にご案内を申し上げたと思うんです。75歳以上の方です。じゃ、その640名を先ほど議員のお話のように、2で割りますと320世帯ですね。その方たちが、いかにここに接続していただくかというのは、相当な知恵があろうかなと、必要ではないかなと思ひます。また、何度も申し上げますけれども、浄化槽だとか接続するだけの金額は大したもんじゃ

ない。それに付随して家を直さなくちゃならない、水回りを、風呂だ台所だを直す、そちらの経費のほうが重荷のようであります。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、災害避難時の安全確保について及び伊根浦の商店への支援についてを通告議題とし、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて質問いたします。

1つ目は、災害避難時の安全確保についてです。

台風5号による大雨警報の発令で、伊根町では8月7日9時55分には災害警戒本部が設置され、翌8日の0時30分に災害対策本部に切りかえられました。そして、本庄上、本庄宇治、本庄浜に避難勧告が発令されました。また、3時50分には土砂災害警戒情報の発令により、長延地区に避難勧告が発令されました。災害対策に当たられた職員の皆さんはじめ関係機関の皆さんは本当にご苦労さまでした。

台風5号に係る伊根町の対応についての報告では、避難勧告で避難された地区ごとの避難者数が報告されています。避難者の年齢はわかりませんが、本庄上集会所1世帯1名、野尻公民館1世帯1名をはじめ29世帯50名の方が避難されたとの報告でした。避難勧告の発令は本庄上、本庄宇治、本庄浜地区は0時30分、長延地区は3時50分です。夜間の避難は日中に比べ、より危険を伴うことが想像できます。9時55分に災害警戒本部が設置されているのですが、その後の雨量の増加、河川の水位上昇を考慮しての対応はされていたとは思いますが、ひとり暮らしの方や高齢であったり障害があって、避難に介助が必要な方に対しての支援体制がうまく機能していたのかが気になるところです。

伊根町はさまざまな福祉のネットワークが高齢者や障害者をサポートしていますので、一人一人の状況は把握されていると思います。避難勧告は強制力はないので、避難するかしないかは本人の意思に任されますが、災害時にもそのネットワークを生かして、安心・安全を守っていくことが大事ではないかと考えます。

本庄上の地域の方に伺うと、近所のひとり暮らしのおばあちゃんが避難したのか心配だった、電気がついているから家にいるのかなと思ったけれども、夜、一人で歩いて行くのは、むしろ危ないようにも思うし、明るいうちから避難所をあけてもらうほうがこっちも安心できるけれどもとおっしゃっていました。

実際に、避難された方についてもお話を伺いました。風も雨も余りひどくなかったので、一人で避難できた。電気はつけておいたほうがいいかなと思って、つけたままにしておいたけれども、避難しましたということがわかるように何か決めておかないと、周りの人に余計な心配をかけてしまうことがわかった。これはこれで勉強になりましたとおっしゃっていました。

また、長延地区では、高齢の方は昼間なら避難したかもしれないけれども、真っ暗で手押し車を押していかないと歩けない。これで歩いて行って避難所に行くほうが危ないと思って、避難しなかったという方が数名おられました。避難したいと思うが、一人では不安だったり困難な場合は、避難したくてもできないといった状況があります。

今後もいつ起こるかわからない災害に対して、地域住民の協力も得ながら、行政として住民の安心・安全を守っていくきめ細やかな対策が必要だと考えます。第7次伊根町高齢者健康福祉計画でも、高齢者の防災対策として緊急時における地域ぐるみの救護体制の整備を図るとしています。町長の考えを伺います。

次に、伊根浦の商店についての質問です。

伊根浦の商店は高齢化もあり、また、地域住民の購買パターンの変化もあり、一見すると余り活気が感じられないように見受けられます。観光客も増加している中で、まち歩きの人も多くなっていますが、商店のかかわりは薄いように思われます。舟屋の魅力は、町民が自然の恵みを受け取りながら豊かに暮らしているという空気感を観光客が感じながらまち歩きをして、商店に立ち寄りながら地元の人たちとおしゃべりをし、思い出をつくる仕組みの中で一層際立ってくるものではないかと考えます。

商店によっては、観光客のニーズに合わせた商品の仕入れや立ち寄ってもらえる工夫などの対応を始めているところもありました。しかし、うちは観光客は関係ない、地元の人が利用してくれるだけだし、なかなか観光客に対応する余裕はないと言われる商店もあります。そのお店は、野良猫の侵入対策で店のドアを閉めているということで、そんな状態では地元の人はまだしも、観光客はなかなか入りづらいという状況になっていました。

しかし、どの商店も、できる限り、体が動く限りお店を続けていくつもりだと話されています。70代、80代の方が主たる経営者であり、後継者もどうなるかわからない状況では、何とか現状維持でやっていくしかないと考えられる方が多いようです。お店によっては、釣り客を中心にした品ぞろえをしたり、飲食店が少ないため、気軽に食べられるカップラーメンやおにぎりなどを置いているお店もあります。また、多くの種類のお菓子をそろえて、おしゃべりを楽しんでもらうことで観光客への対応をしているお店もあります。

ほとんどの商店が何とか現状を維持しながら、住民にとっても必要な生活用品のサービスを提供されています。やはりどの商店も地域住民にとってはなくては困る商店です。なかなか自力では、将来の展望を見出して活性化させていくことは難しいかもしれません。しかし、まちづくりの観点からも、観光客をもてなすサービスのあり方の視点からも、伊根浦の商店を行政が支援していくことが求められているのではないかと考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、災害避難時の安全確保についてでございます。

去る8月7日、8日の台風第5号による豪雨災害での避難勧告の発令については、近畿地区上陸後、台風の進路がやや西側になったことが影響し、台風の西側にある強い雨を降らせる雨雲が、長時間丹後半島にかかったことによるものでございます。

筒川の水位が上昇し、氾濫危険水位を超過したため、筒川流域地区の本庄上、本庄宇治、本庄浜の地区に対して、8日午前0時30分に洪水に備えて避難勧告を発令し、その後、午前3時50分に土砂災害警戒情報が気象台から発表されたことを受け、急傾斜地の土砂災害に備えて、長延地区に避難勧告を発令いたしました。

この間の災害対策本部等の動きを時間を追って申し上げますと、8月7日午後11時20分、筒川の水位が52センチに達したため、消防団幹部に連絡をし、第2分団に待機指示をお願いいたしました。水防待機水位は50センチでございます。第2分団は各単位でそれぞれの詰所で待機に入っております。

その後、8日午前0時20分に筒川の水位が132センチに達し、避難勧告発令の判断を行い、0時30分に避難勧告を発令するとともに、消防団に避難者の誘導を依頼し、また、各地区の区長さんに区民の皆さんの避難所への受け入れと誘導をお願いしたところでございます。このときには、避難所への避難とあわせ、避難所へ移動することが危険と判断される場合は、自宅内のより安全な場所への垂直避難もあわせて現場の消防団員から指示されています。また、同時に、安全確保のため災害対策本部から職員を避難所へ向かわせております。

そして、午前3時50分に長延地区への避難勧告発令と同時に、消防団員の長延地区への誘導依頼と区長さんに避難受け入れを依頼しております。この間、地域では隣近所で声をかけ合って避難していただくなどの動きがあり、安全対策からは、避難所へ随時連絡を入れ、状況を把握しながら安全確保に努めたところでございます。

議員おっしゃる高齢者、障害者、いわゆる要配慮者については、警察、消防組合、消防団等の公共機関、社会福祉協議会、与謝郡福祉会、民生児童委員や各種相談員など関係機関、自治会など避難支援等関係者と連携した支援体制が整備されております。特に、自ら避難が困難な避難行動要支援者については、名簿と個人計画を作成し、災害発生前から避難行動、役割分担等も定めているところでございます。しかしながら、この名簿につきましても、行動計画については個人情報でありますので、公開はしておりません。要所要所にはご連絡しております。

しかし、前回の台風5号による大雨は、予報を上回る降水により深夜の避難となりました。ここで慌てて行動するのはかえって危険でございますので、高齢で歩行が不安定である方は、深夜に一

人で避難することは避けていただきたい。そのようなときは、十分情報の収集を行い、行政の指示や民生委員さんに連絡をとるなど、無理をせず慎重な行動をお願いしたいと思います。町でもそのような状況に対応するため、先日の防災訓練でも、避難行動要支援者を福祉避難所に避難を想定した情報伝達や行動の訓練を実施したところでございます。

いずれにしましても、要配慮者はもとより町民に対して、早目早目の避難が行えるよう、日ごろから非常時の連絡先や避難場所の確認を行い行動ができるよう、広報や訓練を通じて町民の安全を確保したいと考えております。

前回の台風においては、我々は予報とあわせて、さほどの被害ではないだろうという予想をしておりました。そうでもありますので、いわゆる日中から避難勧告の前の避難準備を出しますと、別に開いておりますから来てくださいよということですね、それを出しますと当然、要支援の方も希望があればですけども入られまして、準備は整うわけではありますが、それほどのことはないだろうという思いがございました。そうでもありますので、現実の水位に基づいて、避難勧告を行ったところでございます。

今回の場合などは、当然目に見えておりますので、対応も早かったこともあり、また、それぞれわからない高齢者の皆さんにはすべからず駐在のほうから直接電話をしたり見回りをしながら、そういう体制はとらせていただいておりますのでございます。

議員から提案いただきました災害時の福祉ネットワークの活用でございますが、既に構築し運用されております。しかし、いま一度、その行動計画の点検、充実、周知を徹底し、今後さまざまな避難支援等関係者と連携の強化にも努め、一層の安心・安全を図ってまいりたい、守ってまいりたいと思います。

次に、2点目の伊根浦の商店への支援についてお答えをいたします。

第5次伊根町総合計画では、伊根浦を核とした観光振興を目指しており、今もなお実施に向けて推進しており、商業分野では観光産業の地域内事業者間の連携を深め、活力ある商業の仕組みづくりを目標としていただいております。このたび、海の京都構想の核となる伊根町観光交流施設が完成し、人の流れと仕事の創出が生まれております。さらなる発展が期待をされます。伊根浦舟屋群の地域資源を十分活用するためにも、行政が町並み修景を行う、観光交流拠点を整備する、観光まちづくりを推進し、民間事業者がそれらを十分活用して独自の取り組みを実施されたく、官民が役割分担した観光振興を図っていきたく考えております。

また、今のところ、商工会や商栄会から議員がおっしゃるような要望、意見は伺っておりませんが、本町としては、民間事業者向けに伊根町商工観光業振興対策事業補助金を制定しており、商工観光業者が主体的、積極的に進める事業活動について補助金を交付することとしております。補助金利用に当たっては随時相談を受けておりますので、お問い合わせ等があれば議員のほうからも事業者にお知らせをいただきたいと思います。

また、山根議員のご質問は、商店の後継者育成、継承のための支援かと思っております。それにつきましては、国庫補助金メニューで後継者育成、継承事業等もありますが、この補助金の交付はなかなかハードルが高いため簡単にはいきませんが、そのような課題があるならば、まず商工会等でご検討をいただくべき案件ではないかなと考えております。

また、もてなしサービスのあり方についても、事業者の皆様には商工会や観光協会などからも、おもてなしサービス向上の研修が周知されております。行政といたしましても、もてなしの心も大変重要なことであると認識しており、これらの研修には行政が支援して実施する事業もございまして、まずは、これらの研修を活用されるなどの取り組みを進めるべきではないかと考えております。

議員は行政の支援をと申されるわけですが、商店さんが年もいき後継者もないが、まちづくりだ、観光客をもてなすぞ、そういう思いで頑張る、だから行政の支援をと言われておるのでしょうか。そうであれば、そのように言われておるなら、それはそれで、るる先ほど申しあげましたが、商工会、観光協会を通じたもの、商工観光業に対する振興対策補助金等、支援の方法はございます。ご利用をいただきたいと思います。しかし、なかなかそのような声は私のほうには聞こえてきていない状況でございます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） 災害に対する福祉のネットワークは今もちゃんと構築されていて、運用もされているということでした。町長がおっしゃったように、いろいろとまた見直しもしながら不備なところは改善もして行って、町民が本当に安全に、災害が起こっても対応できるように、これからも力を入れて行ってほしいと思っています。

それと、観光についてですけれども、観光はやっぱりちょっと本で読みましたが、日常では味わえない刺激を味わうためというのが、非日常を求めて来られる方も多いんですけれども、それに加えて、異日常というか、異なる日常というか、地域づくり、やっぱりそこで暮らす人がこんな暮らしをしていてすごい幸せそうだなという、その日常をやっぱり打ち出すことによって、観光客がこういう暮らし方もあるんだなというふうに感じてもらえる、そういうのも観光のこれからの一つの打ち出し方じゃないかというふうに言われている方もおられるようです。

ですから、やっぱり伊根町で暮らすみんなが幸せを感じながら暮らしている、それが観光の目玉になるような、そんな新しい打ち出し方をこれからの観光でやっていただけたらいいなというふうに思いますので、交流施設ができましたし観光客の方はどんどん増えてくると思いますが、新しい打ち出し方についても、今後また検討をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 観光というもの、観光、光を観るであります。光とは、その土地土地の生活であります。行政であり、教育であり、また、日々の皆さんの暮らしであります。

そういう意味でいきますと、いろんな目立った観光拠点の整備であったり、いろんな集客、誘客の事業であったり、それとは別に、やはりいいまちをつくる、地元の皆さんが幸せを感じて、生きがいを感じて、そして暮らしていける豊かなまちをつくる。高齢者福祉、教育の充実したまちをつくる、そのとおりでございます。そのように向かっていきたいと思っています。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、住宅改修助成制度の延長について及び就学援助制度の入学準備金事前支給についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

まず、質問に入ります前に、先日の台風18号、日本の4島、九州、四国、本州、北海道に上陸した、まれに見る台風でございました。伊根町でも、短時間解析雨量で1時間雨量が90ミリに達したという報道もあり、大きな被害が出ました。

床下、床上被害に遭われた皆さんや、ハウスの倒壊、浸水被害で作物が全滅された農家の皆さんなど災害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い再興のために、また、農家の皆さんがやる気をなくすことのないように、フォローと関係機関のご尽力をお願いしたいと思います。また、堤防の決壊の応急措置を早急に行うとともに、筒川河川の野尻から本庄浜にかけて、抜本的な構造の見直しも必要かと思えます。住民の皆さんの意見を聞くとともに、京都府への要望も必要であります。私どもも、府会議員を通して要望してまいりたいと思っております。

それでは、通告に基づきまして、質問に入ります。

まず、本年度終了となります住宅改修助成制度について伺います。

内容については、ご存じのとおり、町民の住宅の改修について地元業者がその工事を行う場合、伊根町が最大20万円の補助金を出す制度であります。京都府内では、過去、網野町、京田辺市、加悦町、大江町、木津町、福知山市、京丹後市、与謝野町で導入をされた実績があります。これらは、不況対策の時限的施策であったり、市町村合併の影響などで二、三年で全ての事業が終了をしましたが、2009年から与謝野町、京丹後市が、2011年から京丹波町では、この町は3年の期間を2回延長して実施しており、京都府下で現在、伊根町とこの京丹波町での実施となっております。京丹波町も今年度で終了の年度となります。

過去この制度は、個人財産に対する公費の投入に否定的な考えがあり、なかなか導入については難しい意見もございました。議会でも一般質問で何度も各会派の議員が行い、産業建設委員会でも伊根町商工会から住宅改修助成制度の請願が出たこともあって、一年かけて町長提言にまとめ、町

長に提出したいきさつもございます。

こういう中で、国土交通省住宅局住宅生産課の住宅振興室長が、国土交通省は住生活基本計画（全国計画）にも記載があるように、住宅が単に個人の私的財産と考えているのではないと。都市や町並みの重要な要素として環境に大きく影響を及ぼし、社会性を有する。従来、個人資産に公費を投入しづらいという考えがあったが、今はそれが一般的と決して思わないと答えるようになり、また、日経連が2010年3月に発表した提言「住生活の向上につながる成長戦略を求める」の中で、住宅は人々が日々の生活を営み、良好な町並みや地域コミュニティを形成するのに不可欠であり、個人資産にとどまらない社会的資産であるというふうに書かれており、世論の流れが変わってきていました。

町長もこの流れを適切に判断され、導入されることを決断されました。このときに、1,000戸2億円の支出を覚悟したと町長も話されております。この制度は10億円を超える地場の中小業者の仕事確保につながり、低迷する町内の建設業者に仕事をつくり、地域内経済を活性化するため、自治体財政を次の投資につなげるよう地域内で循環をさせて地域を本当に元気にするという点で、町内にも波及効果が大きい事業であります。

さて、この事業の5年間で間もなく終わろうとしておりますが、現在までの実績と評価について、まず、伺いたいと思います。また、利用件数273件、交付額5,144万円の額ですので、世帯数の3分の1の利用、確保された交付額2億円のうち5,000万円の交付で、予定の4分の1の状況でございます。まだまだ、多くの町民が利用されておられません。自治体財政を地域内で循環させ、地域を本当に元気にするという大変優れたこの制度、住宅改修助成制度の延長が必要ではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、就学援助制度の入学準備金事前支給について伺います。

文部科学省は3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中学生への入学準備金を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を各都道府県教育委員会に出されました。通知によりますと、入学準備金の単価は小学生1人4万600円、中学生は4万7,400円となり、前年度比で倍増をしているということであり、援助を必要としている時期に、速やかな支給が行われるよう交付要綱の一部を改正し、これまで児童または生徒としてきた入学準備金の交付対象に就学予定者を追加しました。

これによって、中学校への入学前のみならず、小学校入学前の時期に支給できることになりました。これにより、全国的には経済的に困っている家庭の小中学生が受けている就学援助の一つ、入学準備金についてこれまで入学後の6月から7月ごろになっている支給時期を、入学前の2から3月に前倒しをする自治体が現在増えています。伊根町でも要保護者に対して支給できるよう要綱の改正をして、支給できる準備はするのでしょうか、まず、伺います。

また、準要保護についても入学前に支給できるようにするべきと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

就学援助制度のほうにつきましては、後ほど、教育長のほうから申し上げますので、私は最初の住宅改修助成制度の延長についてご答弁申し上げますところでございます。

大谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の住宅改修助成制度の延長についてでございます。

この事業、大谷議員さんにとってはさぞや思い入れの深い事業なんだろうと、そうご推察を申し上げます。私が町長になりましたから、平成20年の12月ですか、大谷議員さんからこの住宅改修制度のご提案をいただいたわけだと思います。提唱されたわけであり、議員も今おっしゃったとおり、私の答えというものは個人の財産の価値を高めるために公金を投入することは、受益が著しく特定され公平性が確保されない。検討はいたしますが、甚だ難しい、困難ですと、そう申し上げたわけであり、

その後も、こんな言い方は悪いですけども、宇治元議員さんとかと一緒になられまして、何度となくしつこくしつこく質問をされたわけでございます。それが、3年後には、23年6月定例会

でしたか、議会挙げての請願、総意に変わったわけでありまして。そして、それも趣旨採択をされたわけでありまして。

そうでありますから、住宅改修助成事業は個人財産への公金投入という側面もありますが、町としてもその意を酌み、検討を重ね、あえて既存住宅の長寿命化、住環境改善及び地域経済の活性化を図ることを重点的な目的であるとし、平成25年度から平成29年度までの5カ年事業として実施をしているところでございます。今年度が最終年度となっております。終わるとなると提唱者の大谷さん、気が気ではないのでございましょう。

現在までの実績でございますが、平成25年度から平成28年度までの4年間は、決算付属書にも記載のとおり、実施件数が273件、助成対象となる総事業費は4億4,735万9,000円でございます。補助金総額は5,144万8,000円となっております。また、今年度の8月末現在では、実施を含めた申請件数が26件、総事業費3,968万1,000円で、補助金総額は481万8,000円でございます。通算しますと、利用世帯は299件で、実施率は32.3%、全世帯数を927ということで算出をしております。3割を超える世帯の利用状況や5億円近い総事業費を見ますと、大きな成果があったものと考えております。

次に、延長についてでございますが、今回議員は、まだ多くの町民の方が利用していないように思われ、延長が必要でないかと申されますが、制度未利用者の、制度を利用されていない方の多くが発注計画や改修計画の相談をされているのか、また、施工事業者が本制度実施期間内では請け負いきれない現状があるのかどうか把握できておりません。また、施工事業者等が加盟する商工団体や町民の皆さんからも具体的な意見や要望も伺っておりません。

本事業、5年間で3割強にとどまりそうだということは、ある意味合いでは、当初の目的は達成されたのではないかと考え、区切りにはスクラップすることも想定をされます。時限立法みたいなものでございますから、想定をされます。

従いまして、ご質問のあった制度期間延長につきましては、今後、業界等から受注や改修計画の相談実態を把握するとともに、住民要望等、意向も調査し、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 初めに、教育委員会としまして、台風18号による町内の被害につきまして心よりお見舞い申し上げます。教育委員会としましては、被害に遭われましたご家庭の小中学生の在校生が、学校教育がスムーズにできますように、特に、教科書、学用品等につきまして速やかな対応をしていきたいと考えております。

それでは、質問書に沿いまして回答をさせていただきます。

就学援助制度の入学準備金事前支給について、私のほうから答弁させていただきます。

文部科学省が入学準備金を増額し、年度内支給を可能にしたということですが、就学援助費は要保護及び準要保護として認定された児童生徒の保護者に対し支給していますことは、議員の皆さんご承知のことと思っております。

従来の要保護につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、市町村が保護者に支給した額の2分の1の額を補助金として、当該年度に市町村に交付されておりました。

なお、準要保護につきましては、要保護と同様に以前は補助金が交付されておりましたが、平成17年度から廃止となり、現在に至っております。

改正前の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱では、国庫補助対象を児童または生徒（学齢児童または学齢生徒）としています。このため、中学校への入学前の者は小学校6年生、学齢児童に該当するため、これまでも当該補助の対象とされておりましたが、小学校への入学前の子供は、園児、いまだ学齢児童に該当しないため補助対象とはされていませんでした。そのため、一部の市町村であるいは府県で、独自の取り組みとして実施されている要保護者への新入学児童生徒学用品費等の小学校入学前の支給については、国の補助対象から外れておりました。

このようなことから、文部科学省は平成29年3月31日に交付要綱の改正を行い、新入学児童

生徒学用品費等について、従来より補助対象とすることが可能であった中学校に加え、小学校への入学年度開始前に支給される新入学児童生徒学用品費等も補助対象としました。

また、入学準備金の単価について、小学校では28年度の2万300円を29年度には4万600円に、中学校では2万3,700円から4万7,400円に大幅に増額をされました。市町村はこの単価を基準に支給額を決定し、支給後に国へ補助金申請を行い、2分の1の補助金を受け取ることになります。

以上が改正の内容であります。

よって、伊根町の就学援助費の認定者は準要保護の方でありますので、全て単費での支給となっています。従いまして、今回、この改正は要保護児童生徒にかかわるものでありますので、現在、要保護児童生徒が町内には存在しない、関係する内容のものではありませんので、国の動向に関係なく、入学前に支給をするかしないかは、市町村で判断することになります。

そうでありますので、伊根町就学援助規則の一部を改正すれば、入学する前の年度に新入学児童生徒学用品費を支給することは可能になると考えますが、支給申請書の提出先や事務の流れをどうするかなど、研究、精査しなければならないことがありますので、すぐに実施できる状況ではありません。

3月議会でも答弁しましたが、近隣市町村では、本町と同様に就学援助費を入学前に支給する扱いはされておらず、宮津市、与謝野町においては、事前支給も就学援助規則の改正も予定はないように伺っています。京丹後市においては、事前支給、関係例規の改正もしていないものの、今後、事前支給をする方向で検討中であるとのことですが、具体的なことはまだ決定しておらず、いつから開始できるかわからないという状況であります。近隣市町の動向を注視しながら、前向きに検討したいと考えております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） まず、住宅改修助成制度でございます。

少しがっかりしましたが、一つまた目標ができました。延長に向けまして、運動を広げていきたいというふうに思います。十分な検討をお願いいたします。

次に、入学準備金でございますが、特別に予算措置をするものではなく、時期を早めるだけあります。子供のために今後、一手間かける工夫と熱意を、また検討を期待いたしまして質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 何も延長はしませんよとは言っておりませんので、その辺はご理解のほどをいただきたいと思っております。

また、就学援助でございますけれども、全国では、よその市町はやっておられるところがあります。そうありますから、私のほうからは教育委員会に前向きに考えるように、よそでできることはうちだってできると、やれることはやったらいいと、前向きに考えなさいよということは申し上げております。

そうありますから、来年の春からというようなことにはとてもわかりませんが、我が町の条例等を皆さんと一緒にさわっていただければ可能なものでありますので、前向きに検討させたいと思っております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、上停留所の整備についてを通告議題として、藤原正人君の発言を許します。2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） まず初めに、今回の台風18号の災害につきまして、一名の犠牲者も出すことなく、吉本町長はじめ職員の皆様には敏速な対応をしていただきまして、心より厚くお礼申し上げます。

37年前にも筒川の同じところが決壊したわけですが、一日も早い復旧を望むところであります。

それでは、通告書に基づきまして、上停留所の整備について一般質問させていただきます。

私たちが子供のころは、自家用車を持っておられる方も少なく、唯一の交通手段といえば、丹海バスでありました。保育所へ行く我々や、今はなくなってありませんが、手機工場のひなやへ通勤されるお母さんたちなど、当時は大変多くの方が利用されていました。毎日決まった時間に停留所まで行き、我々は遊んだり世間話など雑談をしながらバスが来るのを待つといった時代でもありました。

しかし、高度経済成長が進み、1軒に1台の自家用車の普及に伴い、丹海バスを利用される方はだんだんと減ってきました。今では、少子高齢化も進み、特に伊根本庄間は、町外の利用者の方も少しはおられるようですが、主に宮高通学の高校生、病院行きの高齢者の方が利用されるくらいで、利用客も極端に減り、田舎の路線におきましては、全国的にそのことにより赤字路線となり、当町におきましても丹海に対して高額な補助金を出し、足の確保がどうにかできています。

上停留所は、モリヨシさん前にありますが、宮津方面行きの上り線乗り場は国道178号線を挟んで反対側にあります。道路拡張等により、国道、府道、町道の3道が複雑につながりカーブとなっており、見通しの大変悪い交差点となっております。町内でも一番大きな交差点ではないかと私自身思っています。なぜこのような危険な国道に横断歩道がないのかと思いますが、乗り場へ行くには二、三十mほどの距離もあり、そんな見通しも悪い国道を横断しなければなりません。停留所には待ち小屋がないため、雨や雪降りのときにはモリヨシさんの軒下で待っていて、バスが来るのを確認してから国道を横断して停留所まで急いで行かれる方も見受けられ、大変危険であります。

我々もこの先、免許証返納の時期が来れば、丹海バスを利用しなければならなくなると思われます。どの停留所にも設置されているわけではありませんが、地元の高齢者の方の中にも待ち小屋を希望される方もおられます。今の停留所の峠側には国道沿いに広い空き地があります。趣旨は違ってもかもしれませんが、高額な補助金を出しているわけで、危険回避の観点からも、町道ではないのですが、上停留所の移転と、それに伴い雨、雪などをしのげる程度の待ち小屋の設置を丹海さんにさせていただいてもと思われませんが、町長の見解をお伺いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、藤原議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

質問の趣旨は、本庄上のバス停に雨、雪をしのげる小屋の設置を丹海にお願いしたいとのご質問であろうかと思います。

早速、丹海本社のほうに確認をいたしました。過去には、京都バス協、バス協議会の補助事業で、丹海自社が事業主体となり設置した経過はございますが、現在では、丹海が屋根つき停留所を建てることはなく、必要であれば用地の提供も含め地元で設置をお願いし、当社が利用させていただいている状況でございます。丹海の運行地域全てで同様の対応としておりますとのことでございます。丹海へ要望しても、現状では、設置をいただけることは困難であろうかと思います。

また、現在、伊根町内には大原、峠のバス停に小屋が設置されておりますが、管理は全て自治会のほうでなされております。

さて、仮に設置者が誰であろうとも設置を検討する場合、どこに設置をするのが重要なポイントとなります。現在でも、本庄診療所への乗り入れを要望される声も伺っておりますが、診療所の駐車場も狭く、来所者の駐車スペースと重複します。また、JAへ乗り入れるとなると、診療所からさらに遠いバス停となり、住民の利便性がさらに損なわれることとなります。今、議員が提案いただいた場所もございますが。

議員おっしゃるとおり、雨天時などには横断歩道のない国道を横断して、上りバス停に行くことは大変危険な状況にあることは認識はしておりますが、しかし、バス停の小屋設置については他のバス停でも同様の状況であり、現時点では伊根町が設置することは考えておりません。

そうではありますが、当該バス停については先ほど申し上げましたとおり、本庄診療所利用者からの多くの声も聞いております。どうしても設置が必要と判断されるなら、地元の協議、調整を十分に重ねられた上で場所を選定され、相談をいただければ、再度町として検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、藤原正人君の一般質問を終わります。

次に、将来的観光事業整備構想はを通告議題とし、松山義宗君の発言を許します。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 一般質問の前に、去る9月17日未明の台風18号豪雨により被災されました町民の皆様は、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧が実現しますよう行政とともに努力をいたします。

それでは、通告書に従い、将来的観光事業整備構想について質問をいたします。

伊根地区は観光にとって伊根町の玄関口であり、衛生面、景観面、飲食の面、環境面、それぞれの整備が平成30年度には一定完了するように思われます。京都縦貫自動車道、山陰近畿自動車道の開通により、観光客の増加は地域の経済を活性化させ、雇用の創出にもつながっており、当町にとっても大きな喜びとなっております。一方、観光における課題として、一番は滞留人口、滞留時間をどのように延長させ、入り込み客を分散させるかということだと私は思います。

事業の性質上、住民の要望により事業化されるもの、将来を見据えて行政主導で計画されるものがあります。伊根浦伝統的建造物群の指定はその後者に当たると思います。伊根町には、伊根の舟屋を除く地域において、新井崎の棚田、本庄の布引の滝、筒川の丹後大仏など、観光地化の可能性を持つ資源が点在しております。このような資源の活用や整備に関して、行政側の均衡性の視点においても、事業化への積極性が全く感じられないように私は思います。

住民要望なくして行政主導で事業化されるものもあれば、一方では、可能性を持つ資源に対して近年では放置状態であります。均衡ある観光整備の視点から、将来的観光事業整備構想を町長にお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

少しちょこちょこ通告書と違う言い方をされたので、ちょっと気になったんですけども、お答えをいたしたいと思います。

本町の第5次総合計画の考え方としては、舟屋の町並みを核とした観光振興を行い、その効果を他の地域に波及させる、つないでいく。もって、1次産業と観光業の融合した地域振興策による地域の振興発展を目指しておるところでございます。

まずは、集客力のある舟屋を核とした伊根浦観光の確立を図る、これを他へも波及させる。このためにも、伊根地区以外での亀島本庄浜線の道路改良を進めておりますし、国府道の整備促進の要望をしているところでございます。丹後大仏前などは、本当に府道きれいになっております。

過去には、町内各地域で5つの里づくり構想を上げ、舟屋の里、浦嶋公園を整備したところでございます。その後の構想は頓挫した状態でございます。桜が丘運動公園周辺も整備し、地域振興を目指した時期もございました。また、期待されていた風力発電による集客も、今は閑古鳥の状態でございます。また、浦嶋公園の状況は、議員よくご存じのことと思います。このように、伊根地区以外での観光振興の取り組みの結果を見ても、なかなか厳しい状況にあります。

こうした状況の中ではありますが、伊根地区以外の観光振興の状況は、伊根と新井の千枚田を愛する会が地元と一緒に棚田保全を実践いただいており、今年で20年と継続した取り組みとなっております。本庄地区では布引の滝を活用しようと、滝山周辺の整備要望が本庄地区区長会から出されており、今後、取り組みを実践される滝山保勝会から具体的な要望を出していただくこととなっております。

本庄浜では、観光協会主催の伊根町アウトドア&音楽フェスの開催は2年目になっております。シーカヤック、ロッククライミング、パラグライダーなどの体験講座を開催し、その可能性を探っております。とりわけ今度の2020年の東京オリンピックの新競技になりましたボルダリング、ボルダリングの競技者には浜の北側海岸の崖は大変好評を得ておるところでございます。

さらに、蒲入水産の漁港飯は大変好評であります。特に、ツーリング客に非常に評判がよく、人的不足により供給が追いつかない状況であると伺っております。

このように、伊根地区以外でも動きつつある部分もありますが、丹後大仏は本年4月、300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊として、日本遺産に登録され構成資産の一つに数えられてい

ますが、何をどのように手をつければよいかわからないのが実情でございます。議員ご質問のとおり、行政の積極性をと言われましても、我々も思案を重ねているところでございます。

伊根地区もまだまだ整備途上にあるところでございますが、他地域でのこれらの状況を踏まえると、地域振興における地元の盛り上がりの状況により、次の展開を検討したく考えます。伊根地区以外の観光振興について、地域の皆さんと一緒に考えていきたいと考えます。そうした取り組みに議会議員の積極的な参加をお願いするものでございます。議員、町民の皆様とともに歩みたいと考えておりますことを申し上げ答弁いたします。

少しつけ加えさせていただきますと、一問一答じゃないんで、私、反問権はないんで、なかなか難しいところでございますが、気になる点が少々ございまして。

伊根地区の観光整備が、ここでは何かもう完了したと書いてあったんですけども、30年ごろ完了するだろうかということでございますが、まだまだだろうなと思います。現状、入り込み客が二十五、六万だったものが、かつては、ええによぼで38万までいったんですけども、それが低迷して二十五、六万。それが近年になって、28年の統計でやっとこさ28万であります。私、体感的には30万ぐらい来ているかと思うんですけども、そんな数字であります。まだまだこんなもんでなかつたらいいなと思います。集客力を上げる、職場、雇用をふやす、もっともっと頑張らなければいけないなと思っております。

また、観光における課題、滞留時間というように申されておりました。私、観光における課題というものは、今、宿、飲食、飲食の中でも美食、地元のうまい物を食べさせるという美食であります。そして、土産です、特産品。伊根町独自の売れる特産品、これが必要であろうかなと思います。そして、滞留時間よりも滞在日数であろうかなと思います。

今、5市2町で海の京都事業を行っておりますし、いろいろな連携協定を結んで頑張っておるところであります。私、その中で、福知山さんと綾部さんには悪いんですけども、赤れんが、天橋立、ちりめん街道、伊根の舟屋にジオパーク、そのように申し上げておるところです。この動脈、回廊、これをしっかりと充実させる。それから我が町の地域資源につないでいく。棚田、滝山、丹後大仏はつながる地域資源であろうと思いますが、それぞれが観光地化というのは少し難しいかなと思うところでございます。いま一つ、一方では住民要望なくして行政主導で事業化、一方では可能性を持つ資源が放置状態。住民要望なくして行政主導で事業化、多分、舟屋日和のことじゃないの。

では、住民要望なくして行政主導かというのは、そのことを。だけど、皆さん要望されたんですけども。皆さんが要望されなければ、重伝建の指定は受けられませんよ。舟屋日和のことはそのようには思われたいわけですか。ああ、ならば、結構でございます。

そして、次にある均衡ある観光開発。昔、30年、40年ほどまでですと、国会議員も均衡ある国土の発展とか国土の開発、そういうことをよく言うたんです。みんながそう言うた。でも、そういうことを言う人は今はおらんのです、誰も言わない。今は、都市部は都市部、農山漁村は農山漁村、土地土地の個性と強みを生かせ、それぞれの事情と身の丈に合った政策をと、そういうふうに変わってきたわけでありまして。

そういう意味でいくと、均衡ある観光開発というのがどのようなことを指されているのかなと、若干疑問に思うわけでありまして。簡単に想像しますと、私が先ほど言った5市2町的なそんなじゃなくて、もっと小さく小さく伊根町も飛び超えて、旧村単位での話でいって、伊根にしては朝妻にも筒川にも本庄も、そういう均衡のあるというような意味であつたら、もうそれはないです。そういうやり方はありません。第5次総合計画で伊根の舟屋を核として、こう言った時点で、憶測ではありますけれども、議員の言われる均衡は、均衡ある開発というのには合致しないのかなと、そのように思うところでございます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） ありがとうございます。

均衡ある観光開発というのは、旧村単位で私は考えたわけではありません。

それと、例えば、これからいろいろな観光に関する計画、先ほどのお言葉にもありましたけれど

も、保勝会さんのほうが細かな計画を立てられて、それを待っているんだというお話がございましたけれども、それが前向きに出てきた場合には検討していただけると、調査費をつけていただけるというふうな考えを持ってよろしいかどうかということと、それだけ宿泊施設を増やされて、人員のほうをどのようにお考えになっているのかなというところを、再度お聞きしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） いっとき区長さんのほうから上がってききましたのでね。滝山保勝会というのがあるのだから、区長さんが言われるのはちょっとおかしいんじゃないかと。ちゃんと滝山保勝会のほうで計画を立てて持っていただければ、対応いたしますよと。相談に乗りますし、協議もさせてもらう、そういう話は相談に応じます。それについて、予算が必要ならば予算もつけないとは言いませんけれども、今ちょっとお金の話がどうこうということはできていませんけれども、待っているところでございます。相談に乗ります。

いま一つ、人がいない。人がいないのは別に伊根町だけじゃなくて日本全国人が足らんようになっておられます。いわば、そういう宿の仲居さんであったり、もしくはいろんな飲食店においても人手が足りないのは現実でございます。大事なのが給料上げることでしょうね。そうしないと人は集まらんのかなと。

また、しかしながら、我々の進めておりますまちづくり、伊根町は皆さん自負していただいてもいいくらいに、他の市町に比べていろんな面で整っていると思います。ないのは都会の喧騒と、いわゆる利便性であります。人が幸せに暮らせるのに必要なものは大いにございます。また、よそ以上にいろんなものが頑張っていると思っております。いいまちであれば、仕事をつくれれば人は来てもらえるものと思っております。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

休憩します。ここで5分間トイレ休憩を行いたいと思います。

休憩 11時15分

再開 11時22分

○議長（泉 敏夫君） それでは再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、住宅新築改修等助成事業について及び空き家対策の充実についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） それでは、一般質問の前に、先日の台風18号により被害を受けられた方に心よりお見舞い申し上げます。また、台風もこれから秋本番ということで、十分に気をつけていただきたいというふうに思います。

それでは、通告書に基づいて質問いたします。

先ほど大谷議員さんのほうからもありましたが、住宅新築等助成事業について通告書に基づいて質問いたします。

平成25年から29年の5年間、地域経済の活性化と住環境の改善を図るため住宅新築等助成事業が取り組まれ、今年度で事業が終わりとなります。5年目の現在の活用状況はどれくらいあるのでしょうか。また、この事業を活用されておられない方や、この事業の延長はあるのかと町民の方や事業者の方に聞かれることがあります。延長する考えはあるのでしょうか。

次に、空き家対策等の充実について。空き家は全国的に見ると、平成25年の住宅・土地統計調査データによると、全国の総住宅数は6,063万戸のうち空き家は約820万戸、その中で放置された空き家は318万戸にも及び、空き家率にすると約13.5%となっていることから、実に8軒に1軒程度が空き家だということになります。5年後では63万戸増えると言われております。

また、空き家が管理できない理由について、国土交通省近畿地方整備局が調査したデータがあります。住環境整備方策調査業務報告書2012年3月によると、所有者が遠方居住により定期的な管理ができないことが52.6%で1番の理由となっています。次に、居住者の死亡や相続人不在によるものが50.7%、3番目は、居住者が補修や解体費用の負担できないものなどの経済的理由で34%、4番目が、他地域への住みかえ、子供宅や高齢者施設などへの住みかえが31.2%となっています。つまり、空き家の近くに所有者や相続人がいないことが問題になります。

我が国の人口はピークを過ぎており、減少に向かうことは確かな未来として予測されております。

しかし、人口が減少しているにもかかわらず住宅着工数は伸びていて、それに関連するように空き家は増えています。そのため、管理されないで放置される空き家も増えていることから、建物の老朽化と破損による危険性の拡大、雑草や樹木が茂ることの迷惑な環境、周辺の景観に支障が生じることや地域全体の治安悪化等につながるなどの問題が発生いたします。

当町におきましても、過疎と高齢化により空き家や廃屋が増加しているように思います。これから5年先、10年先では現在の倍以上になるように思いますが、現在、当町にはどれぐらいの空き家、廃屋があるのでしょうか。

また、平成27年5月26日に空き家対策特別措置法が国会で成立されました。この法律によると、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するために、市町村は空き家等対策計画を定めることができると思います。当町におきましても、他市町村の成功事例を参考に相談窓口を設け、空き家の有効活用を推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、管理が行き届かず老朽化した住宅は、地震などで倒壊する危険があり、ごみの放置や不審者の立ち入りによる治安悪化にもなりかねません。しかし、解体するとなるとかなりの費用もかさむことから、解体されないまま放置される場合もあります。町内で解体工事を請け負っておられる業者さんに、町内にある平屋瓦ぶき家屋約30坪の解体費用はどれくらいかかるのかとお聞きしましたところ、大体300万円から350万円かかるだろうと言われました。また、土蔵づくりの蔵約12坪の解体で70万から100万円、解体される場所や立地条件によって異なると言われました。

このように解体費用もかさむことから、当町で新たな取り組みとして、解体除却費用の負担を軽減し空き家対策をより充実させるためにも、解体除却費用の助成をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上について、町長の答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、住宅新築改修等助成事業についてでございますが、これにつきましては、大谷議員さんの質問と同様かと思しますので、答弁については省略をさせていただきたいと思います。

しかしながら、大谷議員さんからも上辻議員さんからも、ちょこちょこ業者の皆さんや住民の皆さんからもそういう話を聞くんだということでございますが、業者のほうには一切そういうことはないわけです。それで皆さんにお願いしたいのは、そうであればそうであったで、個人さんとか一企業ではなくして、業界であったりまたその地域でまとまった形で代表者の方の要望として、そして皆さんが紹介議員になられて、書面で担当課のほうに持ってきていただければ、それなりの対応ができるわけでありまして。なかなかこの一般質問の席を要望の場所にしてもらってもちょっと困るものですから、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

次に、空き家対策の充実についてお答え申し上げます。

まず1点目、伊根町にどれだけの空き家、廃屋があるのかのご質問でございます。

平成25年に伊根町廃屋、空き家緊急対策検討会として行った外観調査では、町内に空き家は195件あると確認されておりますが、その後もさらに増えているのではないかと考えております。ただし、空き家と廃屋の線引きは難しく、それぞれの数の把握はしていないところでございます。

次に、空き家対策計画の策定や相談窓口の設置についてでございますが、空き家対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定で、設置することができるものと定められております。では、計画には何を定めるのか、基本的な方針、計画期間、調査、適切な管理、活用方法、特定空き家等に対する措置、相談への対応、実施体制などを定めることとなっております。これらの事項は、計画を定めなくても特措法に基づき、実施することができるわけでございます。

相談窓口を設置して、空き家の有効活用を推進すべきのご質問でございますが、相談窓口の設置についても、ここが空き家の相談窓口ですよとそのように標榜はしておりませんが、企画観光課において個々の相談に応じさせていただいております。また、空き家の有効活用について当課で研究、検討をしておるところでございます。

現状でございますが、役場に相談に訪れられる方で、買いたい、借りたいという方のほとんどが、

舟屋に住みたい、舟屋を売ってほしい、貸してほしい等の相談であります。大概、舟屋を望んで来られるわけでありませぬ。

物件を所有している方の相談は、古くなった家を処分したい、まことに買ってほしい、もらってほしいとの相談であり、そのほとんどが伊根地区外の方でございます。いわゆる要望の多い、需要のある舟屋には物件は出てこず、舟屋を所有している方からは、そういう物件を所有していても相談も非常に少ないわけでございます。逆に、伊根地区外のところから物件は出てくるわけですけれども、その相談の内容に、有効活用という話はほとんど出てこないのが現状でございます。

最近、舟屋が町外の方に買われる事例が数件あったように伺っております。あったわけでございます。その地元からは、知らない人が出入りしており気味が悪い、怖い、舟屋保存会や町のほうで売買、貸借を制約できないのか、そんな相談を受けております。個人の財産でするので町が口を挟むことはできませんが、重伝建地域であることの指導はできると思っております。

ちなみに、長野県の南木曾町の妻籠でございますが、そのまちの景観等を守るために、ここは住民憲章でございますが、住民憲章で貸さない、売らない、壊さない、そううたっております。ある種、掬みたいなものをつくって守っておられます。伊根浦の舟屋で、そこまでの取り組みはできかねると思っておりますが、そういった相談、有効活用は推進したいと考えております。

次に、解体費用への助成についてでございますが、空き家といえど個人の資産であります。倒壊するおそれがあったり、ごみの放置などの問題は、所有者が解決するものという認識でございます。ただし、倒壊等によって住民の生命、財産に危害を加えるおそれがある場合には、空き家対策特別措置法に基づいて適正な処置を講じていく必要があると思っております。

所有者の方が、古くなった建物を解体する、伊根町から出ていったため不必要となった建物を解体する、その費用を所有者が負担するのは当然のことでございます。そういった解体費用に対する助成を行うつもりはございません。ただし、今後その空き家を除却した土地で何かをしたい、それこそ地元の方々から有効活用したいという、そういった提案をお持ちであれば、解体を含めた事業に対する助成を含め、助言や支援など検討させていただきたく思っております。

全体的なことになろうかとは思いますが、前向きな事業に対する支援は検討させていただきますが、後ろ向きな事業に対する支援は慎重にならざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

うちの村でも5年先、10年先には隣同士の家が空き家に恐らくなるだろうと、壊されるというような、解体されるようなことはないというふうに感じておるんですが、草木が生えて倒壊するようになった場合どうするのかな、持ち主が不在のためどうなっていくのかなという心配もあるんですけども、何かに使えと言うても使うこともできんしという、これから問題も出てくるのではないかなというふうな懸念もしておるわけですが、町長の考えだと思っておりますが、住宅改修事業とあわせて、この除却費用も利用できるようにしていくような考えはないのかちょっと聞きたいです。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 先ほども申し上げましたように、単に出ていった人とか、要らんさかいといって壊すのを町が金出すやなんて、そういうのは困るんです。ですから、先ほど申しましたように、そこを除却する、また有効的活用する、今民泊というのがはやり始めておりますので、農家民泊なども可能性あると思っております。そういった計画のもとでということであれば、その事業全体としての含めの中でそういうことも検討させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、移住・定住促進と町内事業所の人材確保についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、通告書に従いまして一般質問に入らせていただく前に、今回の台風で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、また、今回の台風の際、被災者の一人としても住民の一人としても、今回町側から迅速なごみ処理、排水処理の迅速な対応に対しまして深く感謝の意を申し上げます。今後は、より安全で住みよいまちとするために筒川河川のより強

固な堤防の工事を早急に実現していき、関係機関とともに協力しながら、議員としても今後全力を尽くしていく所存でございます。

それでは、通告書に従いまして、移住・定住促進と町内事業所の人材確保について質問いたします。

伊根町のホームページに移住支援ガイドがございますが、こちらを見させていただきますと居住・教育環境、子育て支援、雇用の創出、生活環境、産業振興、老人福祉の順に、移住を考える人にとって重要な課題となる項目が順にわかりやすく示されております。

Ｕターンを含めた移住・定住を考える人にとっては、働き口の確保は重要課題でございます。府のホームページのほうでもＵＩＪターンコーナーを開設し、北部地域への就職支援も行われております。

また、町内の福祉関係をはじめ官民ともに人材募集をかけても、なかなか人材確保は難しいというような現状であるとも認識しております。グーグル検索で移住情報というのを検索してみますと、全国移住ナビというサイトがトップのほうに出てきております。そこにも仕事、住まいを探すというコーナーがありまして、業種、雇用形態、希望年収等の希望項目がございますが、こちらを近隣市町で調べてみても雇用情報というのは本当に数件しか出てこなく、あったとしても、農業、漁業いわゆる就農・就漁情報が中心となっております。民間の雇用情報はなかなか見ることはできません。

もちろん、このようなサイトに民間の雇用情報を掲載するのは民間業者の仕事でもありますが、商工会等と連携し、町内事業所の人材確保と定住促進を目的に、まずは町の移住支援ガイド等から町内の雇用情報が見られるように、積極的にできないものかと考えております。

雇用の成立に関しましては、雇用する側とされる側の合意によって成立するものでございますが、重ねて申しますが、移住・定住情報のさらなる充実と、町内事業所の人材確保を目的に移住支援ガイド等の移住・定住情報に付随して、町内の雇用情報も公開していく必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

議員のご質問のとおり、Ｕターン、Ｉターン、移住を考えておられる方にとって、就業先の確保は非常に大きな課題であることは理解をしております。伊根町内にも、求人を出されている事業所が多々ございますので、就業希望の方が職を選ばなければ仕事はあるものと考えております。

しかし、就業するか否かは、本人が希望する仕事としてマッチしているかどうか大きく左右されるものだと思います。また、福祉人材については、議員申されるとおり、本町においても一定の求人がありますが、京都府北部地域全体でも求まらないという厳しい状況が続いております。

さて、本町では企画観光課で移住相談を受けております。また、東京や京都にも、京都府移住相談窓口が設置されており、Ｉターンで本町への移住相談に来られる方の多くは、本町へ移住して農業もしくは漁業に従事したいと希望される方、伊根町で起業したいと考えておられる方、そのような方でございます。

一方、Ｕターンを希望される方々については、当町の状況を把握しておられるものと思われま。さらに、通勤圏内となる丹後地域の職に関する状況は、ハローワークのホームページでもすぐに検索することができますし、求人情報以外にも知人などを通じて情報は十分得られるものと考えております。近年、道路状況も格段によくなりましたので、少々遠距離であっても就業先はあるものと思われま。２市２町においては、もっともっとたくさん仕事の間はあるわけでございます。

そこで、本町が移住者を求めるに当たって一番大事なことは、本町での仕事を求めての移住ではなく、ここに住む方、住みたいと思われる方にとって、たとえ仕事先が町内、町外であれ、本町の立地や雇用状況も含めた厳しい社会的環境も十分理解した上で、本町での生活を求めて移住して来られる方を望むところでございます。そのためにも、住みよい環境づくりや住みよいまちづくりを進めるところであり、これが移住・定住促進につながる肝であると考えております。

こうした状況の中、議員がおっしゃる町内の雇用情報の公開を、あえて本町が行う必要があるのかでございますが、私はそこまで必要はないものと判断しております。必要がないというよりも、

ほどほど公開しているようなものだろうと、そのように思うわけでございます。

そうではあります、移住希望者やUターン希望者からのお問い合わせ、相談に対しては、その都度十分に親切、丁寧な対応をさせていただいており、これからも定住・移住促進には引き続き注力する考えを申し述べ、答弁いたします。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 答弁ありがとうございます。

町長、先ほどもおっしゃりましたように、日本全体というか北部全体でも、人が少ない上に、求人情報はあるんですけども、なかなか官民ともに難しいところがございますが、理想というか求める人材がなかなか求まらない、かつ人数も求まらないという現状でございますので、この辺はちょっと当面の大きな課題であって、焦らずゆっくりとやっていかないとなかなか難しい問題ではあるなと思います。

定住促進なんですけれども、以前とある会議で、京丹後市と伊根町さんと移住を考える方がいらっしやいまして、当町の移住支援ガイドを見て、非常にこちらのほうがわかりやすく伊根町に移住を選んだというお話を、実は町外でお聞きしました。該当する人物の方が誰かというのはちょっとわからないんですけども、そういうお話も聞きますので、ぜひとも、民間もそうですけれども、例えば今おっしゃったように福祉関係、あと学校関係、なかなか人材が求まらなくて厳しい職場もあるようなので、そのあたりは、特にUターン者、後継ぎ、後継者ですね、その方々が町内でそういう仕事があれば、官民間問わずにそういう雇用情報を積極的に、他の商工会とも連携しまして情報発信して行って、なるべく後継者となるUターン者等が町内に戻ってきていただけて、地域はおろか町が活性していくことを願っておりますので、その点に関しましてはともに協力してやっていただきたいと思い、質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

最後に、小学校の空調（冷房）設備、洋式トイレなど学校施設整備の充実について、放課後児童クラブの利用料について及び無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進についてを通告議題として濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます前に、去る9月17日未明に起きました台風により被災されました伊根町民の皆さんはもとより日本国民の皆さんに対して心からお見舞い申し上げます。

まず、小学校の空調（冷房）設備、洋式トイレなど学校施設整備の充実についてでございます。

教育への投資が自治体の経営力をはかる重要な指標であることは、今も昔も変わりありません。学校指導要領の全面実施など政府による抜本的な教育改革を控え、一部の自治体では、既にICTの利活用による先進的な教育環境の整備を進められております。

タブレット端末等により、離れた学校の教室をICTで結ぶ遠隔合同授業は、人口減少社会に向け注目されている技術であります。この技術の可能性を検証する実証実験が、現在、文部科学省において愛媛県西条市等で進められております。新技術タブレット端末が、もはや紙や鉛筆のような存在でなくなってきた昨今、そうした教育ICT環境の整備の必要性が高まってきており、当町でもICTによる遠隔授業が取り入れられておりますが、今後の課題として、教育を地域活性化の重要な施策と位置づけ、そうした取り組みをさらに前進させる取り組みの必要性が押し寄せてきていることを申し添え、質問に入らせていただきます。

例年猛暑が続く中、今年の夏7月の伊根町の平均最高気温は33.15度と過去の平均最高気温30.6度を2.55度上回り、例年になく暑さでした。島根県益田市では39.3度を記録するなど、各地で最高気温を更新する猛暑となりました。北近畿でも、2017年1月1日から9月16日までの日平均気温の最高は32度を記録し、全国的に熱中症による緊急搬送も増加してきております。伊根町内の児童生徒で、熱中症あるいは熱中症の疑いで具合が悪くなったり病院に搬送されたようなケースは耳にしておりませんが、児童生徒の健康に配慮し、学習に集中できる環境を整えるため、エアコン設置に向けて取り組む自治体が増えてきております。

平成29年度の公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査の結果によりますと、伊根小学校では普通教室、特別教室計13室中、パソコンルームを兼ね備えた図書室を除く12の教室、本庄

小学校では普通教室、特別教室計15室中、パソコンルームを除く14の教室がエアコンが未設置でありましたが、今年度本庄小学校ではランチルームにエアコンが設置されましたので、設置率は伊根小学校7.7%、本庄小学校13.3%となりました。ちなみに平成26年9月より伊根中学校では、特別教室の音楽室等の準備室2室を除き、全ての教室でエアコンが整備されております。今年度本庄小学校のランチルームには整備されたものの、町内の小学校の普通教室における冷房設備は未設置のままとなっております。

近年の猛暑で空調のない普通教室では、教室内の温度が30度を超えることが多くなっており、子供たちはもちろん、指導する側にも良好な学習環境を確保する必要があります。文部科学省の学校環境衛生基準では、教室の温度は10度以上、30度以下であることが望ましいとされており、また、最も望ましい温度は、冬期では18から20度、夏期では25度から28度であるという文部科学省の学校環境衛生基準を保つためにも、できるだけ早期に全小学校の普通教室への冷房導入を図る必要があるのではないかと考えます。冷房化にはコストや環境負荷面での課題はありますが、今年のような猛暑は今後も発生すると考えられます。子供の学習環境向上を図る上でも普通教室等への空調（冷房）設備の設置は避けて通れないのではないのでしょうか。

また、生活様式の変化や伊根地区内の下水道の供用開始、住宅改修助成事業の実施に伴い、町内でも洋式トイレの設置、使用が拡大する中、当町の小学校においても、普通教室のあるフロアのトイレを和式トイレから洋式トイレへ変更することを検討すべきではないのでしょうか。

将来の伊根町を背負う子供たち、伊根町の宝である子供たちに学習環境の整備を行い、子供たちの健康管理と学力向上のためにも、今後の国庫補助制度等の動向、財政状況などを勘案しつつも、小学校の空調（冷房）設備、洋式トイレなど学校施設整備の充実についてお伺いいたします。

次に、放課後児童クラブの利用料についてお伺いいたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供し、安全・安心な居場所を与えてその健全な育成を図ることを目的として、ニッポン一億総活躍プランを踏まえ、児童福祉法に基づき実施されているものであります。

当町では、伊根町福祉センターに伊根、朝妻地区を対象とした放課後児童クラブ、本庄、筒川地区を対象とした放課後児童クラブが本庄小学校に設置されており、平成29年度から2カ所の施設で定員20人ずつで運営されております。利用料は伊根町の場合、児童の学校終業時から午後6時までで、土曜日及び小学校等の長期休業期間中は午前8時から午後6時までとされ、月3,000円、8月のみ6,000円、2人目以降は半額、おやつ代は1回60円、保険料年400円を利用料としていただいております。近隣では与謝野町が同額ですが、土曜日及び小学校等の長期休業期間中の早朝の7時45分から8時までは無料となっており、その15分だけを鑑みますと、与謝野町のほうが支援は充実していることになろうかと思えます。

平成28年度までは本庄小学校のみで運営されており、決算によりますと221日開所し、延べ利用人数1,026人、利用料収入は41万8,110円となっております。事業費は平成28年度383万8,982円となっております。国の想定する放課後児童クラブにおける運営費の考え方では、保護者が負担する割合は運営費の50%であり、現行の当町の利用料収入を鑑みますと、国の想定する負担割合よりも大幅に低く、子育て支援として一定の支援がされていることは認識しておりますが、島根県吉賀町や同県美郷町、山梨県市川三郷町、北海道安平町等では、町の子育て支援策より、保険料やおやつ代を除き利用料は無料となっております。また、石川県では一定の所得制限は設けられているようですが、平成29年度から多子世帯への保護者負担の軽減対策として、第2子以降の放課後児童クラブ利用料の無料化が実施されています。

核家族化や過疎化、地域のかかわりが薄くなっている中で、子育てに余裕を持って取り組める環境づくりが必要になっていると思えます。子育て先進町として近隣で最も低い保育料、授業料等の教育費の無償化、医療費助成等にあわせて子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、より行き届いた支援を進め、全国トップレベルの子育て環境をさらに充実すべく、放課後児童クラブの利用料を軽減、免除する考えはないか、町長の見解をお伺いいたします。

最後に、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進についてお伺いいたします。

海の京都、伊根町の拠点である伊根地区を訪れる国内外の観光客向けに、町並み散策などの際に利用できる無料Wi-Fi環境、伊根浦FreeWi-Fiが平成28年4月に整備されました。今後エリア拡大を検討し、伊根浦全域へ広げていくとのことであります。

国内外からの旅行者や来訪者の利便性向上のため、また、災害発生時の情報伝達手段確保のため、不特定かつ多数の者が無料で利用することができる無線LAN、公衆無線LAN環境の整備が必要だと考えます。

無料Wi-Fiの災害対策上の有効性について、少し述べさせていただきます。

総務省が平成23年12月にまとめた、大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方最終取りまとめによりますと、平成23年3月に発生した東日本大震災において、連絡をとった、とろうとした方法のうち連絡のとれた割合として、携帯電話メール82.51%、SNSなどのインターネット85.55%、携帯電話通話62.80%、固定電話通話56.25%でありました。インターネットによる通信の有効性をあらわしているものと思います。

また、無線LANビジネス推進連絡会は、平成26年5月、大規模災害が発生したときに、利用者が契約している通信キャリアにとらわれずに公衆無線LANを無料開放する取り組みとして、統一SSID「00000JAPAN」を提唱し、導入のためのガイドラインを発表しました。この取り組みが広がることにより、大規模災害時にはWi-Fi環境が有効な通信手段として活用できるものとなります。

無料公衆無線LAN環境の整備促進に当たっては、1つに、日本人旅行者、外国人旅行者など誰もが利用できる無料Wi-Fiスポットが充実していること、2つ目に、大規模災害時には、携帯電話不通でもWi-Fiスポットで無料で通信ができること、3つ目に、一度の認証操作でどこでも使えること、そして4つ目に、どこで無料Wi-Fiが利用できるかすぐにわかること、この4つが当町が目指すべき無料公衆無線LANの姿だと考えます。そのためには、各団体、各事業者、各企業と町が連携して、主体的に無料Wi-Fiの整備促進に取り組む必要があります。

伊根浦公園、七面山、海蔵寺、道の駅舟屋の里伊根で、平成28年度の維持経費が71万7,000円だということを考えると、地域や場所、施設によっては町内の民間事業者、賛同者で行う公衆無線LANの設置に要する経費の一部に対し助成する仕組み等を検討し、いわゆるWi-Fi利用場所の提供者、エリアオーナーによる無料Wi-Fiの整備促進を進めていくべきだと考えますが、さらなる公衆無線LAN環境の整備促進について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

小学校の空調設備、洋式トイレなどの学校設備の充実につきましては、教育長のほうから答弁のほうは申し上げます。

そうではありますが、少々私のほうから申し上げますと、近年の猛暑で空調のない教室が室内温度が30度以上が多くなっている、ちょっと、多くなっているというのが、わからんです。私も小学校に聞くんですけれども、6月、7月、9月、どれだけ超えてるのと言うたら、わからんと言うんです。記録がないというか何かで。ああそうかなと。そして今年は、ランチルームは確かに毎日毎日ご飯を食べにみんなが集まりますので、それは設置するべきということで設置をしたわけでありまして、他の教室につきましては、教室のほうは、あの結構な教室に10人未満の生徒ばかりでございますので——そうか、違うところもありますけれども——網戸を設置して様子を見ようかななどと話を聞いておりましたので、現状、あろうかと思っております。

しかしながら、やぶさかではございません。これはもう当然設置の方向で考えていただくようお願い申し上げます。

また、トイレのほうも、子供たちでなくしても、我々もいろんなところに行かせていただきますと、皆さんがウォシュレットがないと行けんと言うんです。よう行かん。それは大変増えております。そうありますから、便器のほうは早急に、何とか来年あたりでも、全部とは言いませんけれども、やっぱりそれに慣れた者もおりますので、そこそこ残しながらかえていくように、そのように指示を申し上げておるところでございます。

それでは、放課後児童クラブの利用料についてでございます。

放課後児童クラブは、平成24年から本庄小学校区の本庄地区公民館で開設以来6年目に入っております。当初は、伊根小学校区も、開設をしたところでございますが、事前の調査では利用するとの声が多くあったことから福祉センターでの受け入れ態勢を整え準備をしましたが、通年利用の申し込みがなく、開設に至らなかった時期がございました。その伊根放課後児童クラブも、本年から通年利用の申し込みがあり、ようやく開設することができたところでございます。伊根地区の通年利用者は当初6人で本庄のクラブと同数の利用で始まり、夏休み期間の利用は20人と、部屋があふれるほどの利用となり、町としても子育て支援の一翼を担えたものと自負をしております。

この放課後児童クラブの利用料でございますが、通年利用の場合、8月以外の月は月額3,000円であります。8月は日曜日以外はほぼ一日中利用が可能であることから、6,000円としております。長期休業のみの利用であれば休業期間ごとに利用料を定めており、夏休み期間の利用料は9,000円となるわけでございます。

そこで、放課後児童クラブの利用料の軽減、免除の考えはないかというご質問でございますが、議員も目的で言われましたとおり、就労等で昼間保護者が家庭にいない児童を対象とし、保護者が安心して働くことができるという意味で子育て支援をしております。

また、利用料については、近隣の市町の中では我々としては一番低い額を設定しておると思っておったんですけども、またちょっとそこは勉強させていただきたいなと思います。負けないように努力はさせていただきます。今般のご質問の利用料を無料もしくは減免ですか、その目的が、子育て支援の充実を求められているのであれば、子育て支援を行っているのは児童クラブだけではございません。そして、保護者は当然ながら経済的活動収入も得られておりますので、利用料の一律の免除的なことは、いかがなものかなと感じておる次第であります。保育料の負担軽減や教育の無償化とは少し意味合いが異なるのかなと考えております。

また、放課後児童クラブの利用料金額で言うと、平成28年度で42万円、平成29年8月末時点で約39万円の利用料であります。金額的にはさほど大きな金額ではありませんが、恒久的な制度として実施するのであれば、他の事業の状況、恒久的な財源の確保等、十分な検討を行う必要があります。また、他の子育て支援策と効果の比較や重要度、優先順位などをあわせ総合的に検討し、判断したいと考えております。

次に、無料公衆無線LAN、いわゆるWi-Fi環境の整備促進についてお答えをいたします。

Wi-Fi環境の整備は、1つ目には、民間が整備を主導する商業施設、2つ目には、行政が整備を主導する公共的な観光、防災拠点の2つに分類され、官民が連携しながらそれぞれ整備を推進していくものでございます。

公衆無線LAN、いわゆるWi-Fi整備については、平成27年6月に議員からの一般質問でお答えいたしましたとおり、まずは伊根地区エリアを優先的に進めることとして、平成27年度に地方創生先行型交付金上乗せ分を活用し、伊根浦公衆FreeWi-Fiを4カ所設置いたしました。さらに、平成28年度には伊根町観光交流施設にも設置させていただきました。これで伊根浦の観光拠点はおおむねカバーできているものと考えております。

これらの整備費用は、平成27年度実施のFreeWi-Fi4カ所の設置に1,328万4,000円を支出しましたが、補助率10分の10の交付金を受けてようやく実施できたものでございます。また、観光交流施設での設置費用も101万7,000円と、多額の費用となっております。これは過疎債を充当させていただいております。参考までに、維持管理経費も平成28年度に年間、議員がおっしゃったとおりであります、71万6,000円の経費を支出しております。

申し上げましたとおり、特に設置費用については多額の経費を要するため、エリア拡大したい思いはございますが、高率の補助メニューがなければ、なかなか整備は難しいところでございます。今後は、重点整備箇所の観光拠点として高率補助が採択された場合には、設置の検討をしたいと考えております。

一方、防災拠点においては、避難所、避難場所として指定される施設で、災害時にも利用できるWi-Fi環境の整備が望まれております。Wi-Fi環境は全国の教育現場でも必要とされており、学校施設が避難所となっている施設は、非常時には住民等の避難用に、平時には教育用に活用

できるWi-Fiの整備を教育部局と連携しながら、設置を検討していきたいと考えております。

次に、町内の民間事業者や賛同者が行う、公衆無線LANの設置費用の助成についてでございますが、例えば、事業者あるいは個人の無線LANの電波を次々に利用し、一定区間のWi-Fi環境を整えることかと思えます。こうした手法が理論的には活用できることは理解をいたします。しかし、あくまでも個人の電波を他人が利用するということですし、特に一般個人の方が支援をさせていただいても全額というわけにはいきませんので、自らの金銭を負担してまで賛同してくれるのかなど、ちょっとそこが難しいのではないかなと思うところがございます。そして、誰か賛同者がいなくなればある一定区間というものも空きができてしまって、ずっとつながるかどうかもその辺も難しいかなと思ったりもするところがございます。

そうでありますから、その支援の手法をどのように構築するか、また、実施に向けた詰め作業には多くの課題がございますので、慎重に前向きに検討させていただきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） それでは、答弁します。町長、教育長への質問であります。私が質問にお答えします。

小学校の空調（冷房）設備、洋式トイレなど学校施設整備の充実についてということですが、議員が言われますように、学習環境の整備、生活様式の変化に伴う洋式化への移行が必要であることは承知しています。

結論から申し上げます。

小学校の空調機器、洋式トイレの整備につきましては、整備する方向で検討しており、平成31年度前半には完了したいと、そのような予定を立てております。

さて、空調機器の整備ですが、小学校2校の普通教室と特別支援教室を考えていますが、今年度本庄小学校のランチルームに、衛生面あるいは快適にということでエアコンを整備したところで、非常に快適だと、そして衛生面上よろしいということでありました。伊根小学校にもランチルーム、また学習の場として使用している多目的な教室がありますが、そこも整備していきたいと、そのような計画でいます。

次に、洋式トイレであります。中学校は全て洋式トイレであります。ご承知のように、小学校2校の洋式トイレは、1階の男子トイレ1台、女子トイレに2台、そのうち1台は給食調理員専用が設置されているだけで、2階、3階のトイレは全て和式であります。よって、全ての台数を洋式にするのか、和式を一つでも残すか、便器やスペースの関係で台数が減少となるのかなど、学校等の意見を聞きながら進めていきたいと考えています。

また、トイレ、空調設備の整備は、国の学校施設環境改善交付金の補助対象事業であります。府教委に確認したところ、平成30年度の国庫事業計画の受け付けは6月に終了しています。この先、11月に行われる平成30年度事業計画変更の調整調査時に、文部科学省から新規事業は計上してもよいということであれば、計上していくことが可能ですが、採択の優先順位はかなり低くなると回答でありました。このことから、平成30年度は補助事業として取り組めない、ほぼ確実であります。

従いまして、早期に整備を行い、学習環境等の向上、充実を図るのであれば単費で30年度に実施する。補助事業で実施するとなれば31年度になる可能性が高い。ただ、国が採択してくれるかどうか不透明であります。

早急に実施する、あるいは1年待つか、また全てを同時に行うか、空調設備も含めて優先するか、あるいは財政面も含めて、町長部局と今後協議を進めながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問が全部終了しました。

ここで休憩をいたします。

休憩 12時17分

再開 12時28分

○議長（泉 敏夫君） それでは再開いたします。昼過ぎて全く申しわけございません。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第4 議案第60号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、議案第60号 平成28年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。まず、原案に反対の発言を許します。原案に反対の方はございませんか。

次に、なければ、原案に賛成の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは、平成28年度決算賛成討論として賛成の立場で参加いたします。

平成28年度の一般会計決算額は歳入総額35億4,096万5,000円、歳出総額33億426万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源1億745万円を差し引くと実質収支は1億2,924万6,000円です。財政力指数、経済収支比率、実質公債費比率ともに健全財政を示しています。

歳入では、地方交付税や府支出金、町債は減額となりましたが、国庫支出金の増額によって決算額は前年度に比べると3,142万円増え、35億4,096万5,000円でした。寄附金が前年度より1,631万1,000円、財産収入7,084万4,000円、繰越金は1億8,668万3,000円の増などにより、自主財源構成比率は昨年度の16.2%から18.8%へと改善しました。たばこ税は、昨年より12.7%の減で今後も減額が予想されます。

歳出は、民生費は前年度より3,093万6,000円の増、商工費は海の京都関連により2億9,935万7,000円の増、農林水産業費も6,671万8,000円の増額になりましたが、土木費や伊根中学校建設終了による減額が大きく、決算額は前年度に比べ1,859万2,000円減額の33億426万9,000円となりました。

個々の事業を見ていきます。

ふるさと応援事業は、前年度から大幅に寄附金額、応募人数ともに増えました。舟屋の維持、保存及び整備に係る事業の302万円に次いで、少子高齢化対策事業に214万5,000円という額の寄附が寄せられたことは、これからの伊根町の発展を期待する思いが込められているのではないかと思います。安心して子育てができ、生まれた地域で最期まで暮らし続けていける施策を進めていくことで、その思いに込めていってほしいと思います。

介護職員初任者研修事業は、不足する介護分野の担い手を養成する事業として取り組まれました。介護分野の人材不足を解消するため、町内での開催や講習費用の補助など力を入れましたが、受講者が少なく、修了者が即介護分野で働くことにつながっていません。介護分野の人材育成については、若い世代に働きがいや自己の成長を実感できる介護分野の魅力をもっと知ってもらうことが必要ではないかと考えます。介護職に限定しての奨学金の創設などの思い切った施策が求められるのではないかと思います。

高齢者福祉に関する事業では、サロン型カフェや買い物支援、認知症サポーター養成などが取り組まれました。オレンジプラン推進事業では、伊根町認知症ガイドブック1,500冊が作成され、全戸に配布されました。関係するボランティアの方々などを対象に学習会が開催されていますが、その活用についてはさらに検討を深めていただき、認知症があっても住みなれた地域で最期まで尊厳ある暮らしができるように、地域で支え合える関係や環境整備を進めるために力を注いでほしいと思います。

住宅改修助成については、28年度は59件、これまで273件の助成がされています。一度しかこの制度を使えないために、特に伊根地区以外では、どのタイミングで申請しようかと検討されている住人も多いのではないかと推測できます。町内の商工業の活性化のためにも大きな意味を持つこの事業については、次年度以降も継続して実施されることを期待します。

有害鳥獣対策事業については、一般財源も投入しながら有害鳥獣の駆除に力を入れてこられました。しかし、個々の住民にとっては、自分の畑等が被害に遭うとやる気や生きがいの消失となり、

町の対策の不十分さを口にされる方もおられます。イノシシや鹿などの捕獲は昨年度よりも大幅に増え、全体としてはその努力が成果としてあらわれてきているのではないかと思います。町民にはその努力と成果が伝わっていないようにも見受けられます。これだけ成果を上げているといったアピールも、もっと行っていいのではどうでしょうか。

教育費無償化事業は、子供は地域の宝という視点での力強い支援です。教育委員会の行った保護者へのアンケートの結果からも、経済的負担の軽減を実感する結果となっています。継続を望まれる保護者も8割を超えており、子供の学ぶ権利を保障する本事業の意義は大きいものです。高校卒業までの医療費の無料化も含め、伊根町の子育て支援は全国的にも注目されています。本事業のさらなる展開を期待します。

観光関連では、海の京都推進事業でさまざまな事業の展開がありました。町営駐車場の整備や交流施設の開設など、観光客を増やし交流人口を増やす体制がつくられてきています。一方で、一部の施設やイベントに頼るものではなく、伊根浦全体の、また伊根町全体のまちづくりともあわせた観光事業の取り組みが、今後は求められているのではないかと思います。伊根町のあるものを生かした観光事業を進めていかれるように要望いたします。

新規漁業就業者給付金は、町単費で実施するという思い切った施策です。漁業経営開始支援事業とあわせて漁業者の確保、活性化につながる事業として今後大きく期待します。

特別会計では、診療所においては、伊根診療所はもとより本庄診療所においても経営の改善が見られました。常勤医師の確保には引き続き努力していただき、町民の健康管理に力を入れていただきたいと思えます。

保健事業では、特定健診の受診率は昨年よりも下がり、特に男性の受診率は40%を切っています。受診を勧める工夫をお願いしたいと思えます。

介護保険会計では、1号被保険者が初めて1,000人を切り987人となりましたが、85歳以上の方は1号被保険者の4分の1を占めています。高齢者を地域で支えるシステムづくりをさらに進めていくことを要望します。

下水道料金の値下げを行われたことは、暮らしの大変さを軽減する一助となり、とても助かっているという喜びの声を聞きます。今後も町民が暮らし続けたい町となるよう頑張ってくださいと思います。

伊根町がさらに町民の命と暮らしを守り、自然との共生でより豊かな人生を送れる施策を、町民との協働で進められること、町民にとっても他のまちから見ても魅力あるまちづくりに一層邁進されることを切望し、平成28年度の決算の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。

（「休憩して」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 休憩いたします。

休憩 12時39分

再開 12時40分

○議長（泉 敏夫君） それでは再開いたします。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 議案第60号 平成28年度伊根町歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

平成28年度一般会計歳入は35億4,096万5,000円、歳出は33億426万9,000円、差し引き2億3,669万6,000円であり、うち明許繰越1億745万円であります。限られた財源を重点的に配分、効率的な事務執行により、堅実で良好な黒字決算であることを認めます。特に海の京都に関連する観光客の受け入れ事業、その準備に大きな予算と町長の大きな希望を注いだように見受けられます。今後の事業運営展開と進展に期待するものであります。

犯罪ゼロのまち伊根町を目指し、防犯カメラの設置がなされ、町民生活を安心・安全に保つ努力も大いに評価できます。また、平成25年度から実施継続されている住宅改修助成事業の継続も、強く望まれるところです。町内の事業者、また1次産業に準ずる町民は、人材不足、後継者不足に悩まされ必死の状態です。このことは職員も同じだと思います。このことを踏まえ、今後も限られた財源の配分と工夫を重ねられ、町民ニーズに対応したよりよいサービスの提供と1次産業、福祉、

観光の向上に努められることを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。討論がないようではありますが、これで討論を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号 平成28年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

◎ 日程第5 議員派遣

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件について、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については記載のとおり派遣することに決定いたしました。

◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

本定例会も、皆様のご協力によりまして、予定どおり閉会の運びとなりました。

また、平成28年度歳入歳出決算も、慎重審議の上、認定をいただきました。決算認定で議員からの意見等について、今後、検討いただきますようお願いいたします。

本年度も早いもので折り返しとなりました。理事者、幹部職員におかれましては、ご自愛いただきまして、引き続き第5次総合計画の基本理念であります「ひとが生き生き」の実現を目指し、町政運営に取り組んでいただきますようお願いしまして、閉会の挨拶といたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉会 12時44分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員